

## 令和2年度第12回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和3年1月7日(木)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎3階 富有まんてんホール					
開会時間	13時30分					
閉会時間	15時35分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	田邊 元史	出席
	2番	黒木 美由紀	出席	6番	庄倉 三保子	出席
	3番	糸田 雅樹	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	岩 指 久	出席			
	8番	井 上 武	出席	14番	板 秀 樹	出席
	9番	野 口 孝志	出席	15番	頼 田 洋子	出席
	10番	亀尾 和男	出席	16番	作野 英明	出席
	11番	井 田 厚美	出席	17番	遠藤 宏明	出席
	12番	牛 田 弘則	出席	18番	吉次 純一郎	出席
議事録署名委員	13番	秦野 勝仁	出席			
	15番	頼 田 洋子		16番	作野 英明	
出席吏員	事務局長 岡田 光政 事務局長補佐 潮 真也 事務員 田邊 操枝 産業課課長補佐 本田 秀和 産業課主幹 中尾 仁美					
傍聴人						

付議案件	
議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	非農地証明の交付について
第4号	農用地利用集積計画案の決定について
第5号	農用地利用配分計画の意見照会について
協議事項	(1) 南部町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について (2) 使用貸借の合意解約について (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について (4) 令和2年南部町農地賃借料等情報について (5) 令和2年度遊休農地調査報告について(中間報告)
その他	(1) 農業委員会研修会(特別研修会DVD鑑賞) (2) 令和2年度第13回南部町農業委員会総会日程

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局長	ただいまより、令和2年度第12回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の欠席者はおられません。農業委員会等に関する法律第27条及び農業委員会会議規則第5条により本会は成立していることを報告致します。それでは日程2の会長挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	－省略－
	局長	農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、15番 頼田洋子委員、16番 作野英明委員、書記につきましては田邊職員にお願いします。
4. 議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』上程します。提案者より説明を求めます。
	局長	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第3条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明致します。
	局長補佐	【議案第1号朗読及び説明（議案書2頁）】 番号1 土地の表示： 登記：田 現況：田 3,074㎡ 登記：田 現況：田 2,193㎡ 合計：田 2筆 5,267㎡ 譲渡人： 耕作面積：9,823㎡ 譲受人： 耕作面積：31,028㎡ 所有権移転 売買 (備考) から が売買で取得し利用するための申請である。部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件を満たしている。 売買価格は10aあたり 円、合計で 円と聞いています。
	議長	配られている資料について説明をお願いします。
	局長補佐	本日カラーコピーの資料をお配りしています。積雪のため本日の現地確認はできないことが予想されましたので、前日に事務局で各案件について写真を撮っています。上から順番に3条、5条、案件の順番に付けていますのでご確認ください。
	議長	議案第1号について質疑を受けます。ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	無いようですので、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』議決承認されました。
議案2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』上程いたします。提案者からの説明を求めます。
	局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第5条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。詳細につきましては局長補佐より説明を致します。
	局長補佐	【議案第5号朗読及び説明（議案書3～5頁）】



	<p>合計：田 1 筆 278 m<sup>2</sup> 用途：宅地 一般住宅・駐車場          契約種別：贈与          譲渡人：          譲受人：          （備考）この申請地は半径 500m以内に の公共・公益施設があり、かつ隣接の町道には上下水道管が 2 種類埋設されています。したがって、農地区分は第 3 種農地に該当します。転用目的は一般住宅及び駐車場です。事業目的からみた転用面積は適当であり、転用妥当と判断しての申請です。          父から娘への贈与です。代替地はございません。</p>
議長	お配りしている写真についての説明をお願いします。
局長補佐	先ほど説明しました資料の 3 条申請の次のページからになります。5 条の①が議案第 2 号の番号 1、5 条の②が番号 2、5 条の③が番号 3、5 条の④が番号 4 になります。ご確認をお願い致します。
議長	<p>今日は雪の為とても現地を確認できる状況ではございませんので、昨日のうちに事務局が機転を利かせて写真を撮っています。事前着工されていないことを皆様に確認していただきたいと思います。          議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可についての質疑を受けたいと思います。</p>
庄倉委員	1 番と 2 番についてお尋ねします。現地調査資料がありますが、配置が分かりません。同じ番地が分割されて 1 番と 2 番に分かれるようになっていますが、どのような形なのか現地調査資料で説明してください。
局長補佐	<p>現地調査資料の 5 ページの土地利用計画図を見ていただくと分かりやすいと思います。一番広い面積の部分が になります。農振ではありません。右側上の三角形が隣の を分筆したものです。ここは農振にあたります。これは昨年農振除外の案件で、産業課の本田補佐から説明があったと思いますが、ここを分筆して駐車場と車庫にしたいということでした。</p> <p>右側下の少し削れている所は 10 ページの土地利用計画図をご覧ください。一番大きな右側の四角は を分筆した農地です。左下の出ている所が を分筆したものです。ここには入り口がありまして、下の の一部ということで飛び出ている所の道路に面した場所に入出口があります。ここを利用したいということで一部だけ分筆されています。 はもう全てが農振ということですので、県の事前協議は終わっていますが、今月中には許可が出る方向で進んでいます。</p>
庄倉委員	1 番は使用貸借、2 番は贈与される。 と の関係で、どのような建物を建てられるのか、 は 5 ページの駐車場だけで、が建物を建てられるということですか。
局長補佐	<p>と は親子の関係で、転用目的は車庫と駐車場です。          と は同居されていて 6 人家族で手狭ということで、家族用と来客用の 8 台分の車庫と駐車場のスペースを造られます。          は の孫にあたり、祖父から孫への贈与ということ。          は奥さんと 11 ヶ月のお子様の 3 人家族です。お 2 人の車庫スペースと来客用 4 台分の駐車場になります。さらに、その が一般住宅を建てられて車庫と駐車場を造られるということ。</p>
議長	この 1 番と 2 番は隣つけということです。

庄倉委員	分かりました。
議長	後になってしまい申し訳ありませんが、現地調査をしていただいていますので、現地調査報告を糸田委員よりお願いします。
糸田委員	<p>本日、午前9時より、恩田会長、市川職務代理、黒木委員、岩指委員、私、井上委員、野口委員、作野委員、私、岡田局長、潮局長補佐の10名で現地調査を行いました。悪天候の為、現地をはっきりと見る事ができませんでした。昨日、事務局のほうで現場の写真を撮っていただいていますので、それとあわせてご覧いただきたいと思います。</p> <p>先ほど質疑がありました1番、2番ですが、現地調査資料の3ページからです。場所は から東側に入った所になります。先ほど話があったように、 のお孫さんである は現在 に住んでおられますが、南部町に新居を建てられます。その農地が農振農用地でございまして、11月の総会のときに除外案件で承認をいただいた農地です。1番は の息子さんの が車庫と駐車場を造られます。隣接する に が住宅を建てられて から転居されます。</p> <p>は保全管理をされていて一部耕作されていました。今回の転用に関しては問題ないと判断しています。</p> <p>3番の案件ですが、15ページからです。県道から 集落に入った集落内の土地です。578㎡は広い気がしていましたが、実際に現地を確認しましたら非常にいびつな形で畦畔等も結構ありました。 から が譲り受けて住宅を建てられるわけですが、 は元々 ご出身の方です。実家が にあるそうですが、今は空き家だということです。公図を見ていただきますと が申請地で との間に段差がありまして果樹が植わっていた状況です。近隣農地の方の同意も得られるということで問題はないと判断しました。</p> <p>4番の案件です。19ページからになります。 の方からの 集落内の農地です。所有者の と は親子で、父から贈与を受けて住宅を建てられる案件です。22ページに土地利用計画図がありますが、左側が で、転用農地の周りが水田で耕作がされていて、ブロックで高さ20cmから40cmで囲みみが計画されてブロックで盛土をされるそうです。周辺の方の同意を得られますし、雨水排水もきちんと流れる計画になっています。転用は問題ないと判断いたしました。</p>
議長	現地調査報告を終わりました。議案第2号につきまして質疑を受けます。
田邊委員	<p>番号3についてです。まずは、地積が578㎡になっています。確か一般住宅は500㎡以下だと記憶しています。農家住宅だと1,000㎡だったと思います。78㎡ほど大きいというのは理由があるのか、78㎡オーバーしているけれども宅地として認めるのか。</p> <p>それから現地調査資料の17ページに土地利用計画図が載っていますが、左端に植栽計画予定と書いてあります。植栽計画というのは木を植えられるということだと思いますが、木を植えられるのならきちんとした図面で、あるいは他の事をされるのであればその図面が要るのではないのでしょうか。具体的な図面がないと後で知りませんよということになりかねません。農業委員会に於いて、植栽予定というような曖昧な事が書いてあって、それを認めても良いのでしょうか。78㎡オーバーしてい</p>

	<p>るわけです。植栽計画予定という水増しをされているのではと考えられるのですが、その辺の見解をお聞かせ願いたいと思います。本当に植栽をされるのであれば、ヒマラヤ杉とかヒバなどを植えるというような、きちんと計画されたものが出されないといけないのではないかと思います。岩指委員さんの担当区域ですが、その辺のところどのようにお考えですか。尚且つ会長のお考えもお聞かせ願いたいと思います。</p>
議長	<p>一般住宅は 500 m<sup>2</sup>で 78 m<sup>2</sup>オーバーしていることについて事務局より説明をお願いします。植栽予定地については岩指委員よりお答えをお願いします。</p>
局長補佐	<p>田邊委員のおっしゃいますとおり農家住宅は 1000 m<sup>2</sup>、一般住宅は 500 m<sup>2</sup>です。きっちりと言う事ではなく概ね 500 m<sup>2</sup>、概ね 1000 m<sup>2</sup>ということです。農地の形状が、東側部分ですが、隣の農地との段差が結構あります。その法面を除きますとほぼ 500 m<sup>2</sup>になるということで説明をさせていただきますと思います。</p>
議長	<p>事務局の答弁は気分のいい答えではありません。例えば、概ねなら、私は 600 m<sup>2</sup>でも良いと、職務代理は 550 m<sup>2</sup>だと思われるかもしれませんが。本には概ねと書いてあるかもしれませんが適切な答えではないと思います。私の見解は、500 m<sup>2</sup>で分筆して 78 m<sup>2</sup>残したとして、この 78 m<sup>2</sup>をどのように使うのか、農地として残して優良農地になるのか、荒廃地になってしまわないかの判断の中で、78 m<sup>2</sup>も転用して一緒に管理していただくのが良いのではないかという判断のもとでなされることです。事務局の言う概ねでは人によって考えが違ってきます。土地の形状により、荒廃地にならないように管理をしていただくのが妥当ではないかと思ひます。</p>
市川 職務代理	<p>測量をした時の写真があると思います。それを見せてあげたら良いと思います。相当の法面があることが確認できると思います。</p>
議長	<p>植栽の計画予定について岩指委員お願いします。</p>
岩指委員	<p>田邊委員からご指摘のありました植栽計画についてですが、確認しておりません。申し訳ございません。これにつきましては、本人さんに確認をしたいと思ひますので、時間をいただけないでしょうか。</p>
議長	<p>ここで裁決するわけです。時間はありません。取下げなら取り下げの形にされないといけません。</p>
岩指委員	<p>植栽については確認をしておりませんでしたので申し訳ございません。</p>
議長	<p>これは重大なことです。5条転用について確認をして署名捺印されています。それを分かりませんでしたとはっておりません。この場で妥当であるかどうか審議するわけです。後で聞いてみますということになれば保留にしないでいけなくなります。縮尺をあててみますと 5m、10mのものになります。この広さの所に何をどのようにされるのか田邊委員は質問されています。植栽の予定を端的に説明していただきたいと思ひます。参考までに私の担当の 4 番ですが、22 ページの土地利用計画図に庭をつけて石を入れるというきちんとした説明を頂いています。それを確認して署名捺印しています。重大なことです。きちんとしたお答えをいただかないといけません。農業委員さんの答え方が悪かったから保留になったでは示しがつかないと思ひます。最適化推進委員さんは何か分かりませんか。</p>

	野口委員	本人さんはこちらにおられません。お父さんが近くに住んでおられますのでちょっと聞いてみましたが、庭をつきたいということだが、何を植えるかまでは本人でない自分では分からないということでした。そこまでしか確認していません。
	田邊委員	であるならば、保留という形はいけないかもしれませんが、岩指委員さんは責任をもって、造園用の図面もありますからどこかで作っていただいて、予定というものが農業委員会総会の場に出上がってくるのがおかしいです。具体的な提案をしていただきたいです。委員会としては認めるわけにはいかないということになります。あとの判断は、会長に委ねたいと思います。
	議長	この件につきましては、会長に一任をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
	一同	はい。
	議長	この場合は会長一任という形をとっていただいて、その後、岩指委員さんが提出されたものについて、私と職務代理と協議をして承認するか保留にするか判断して、次の総会で皆さんに報告をするという形でいかがなものでしょうか。会長預かりでいかがでしょうか。
	一同	はい。
	議長	それでは会長預かりとさせていただきます。他にございませんか。
	庄倉委員	4番についてお尋ねします。周りは耕作されているとお聞きしましたが、ブロックは境界線をギリギリにされて、畦畔は何処についていますか。ギリギリにブロックをされるということは、どちらかは畦畔がないという形になるということですか。
	議長	この案件は私の担当地域です。隣の田んぼも　　の田です。この地区は既に全地域に地籍が入っておりますので、地籍の杭も打っておりますし確認はしてあり、改めてする必要はないと。田んぼから水が入ってくるということで、ところによっては40cm、20cmの高さのものをされます。
	庄倉委員	そうしますと、畦畔の草刈りはどうなるのですか。
	局長補佐	現地調査資料には載せていませんが、別に詳細な地図があります。 の農地の間には用水路がありますのでそこで形態ははっきりと分かれています。南側は全て　　の農地です。
	庄倉委員	分かりました。
	頼田委員	1番と2番について、同じ　　の農地で、1番は使用貸借で2番は贈与となっておりますがその違いは何でしょうか。
	議長	おそらく司法書士さんか誰かがされているのではないかと思います。両方贈与となりますと贈与税がかかります。使用貸借ですと課税されません。プロの指導によるものではないかと思います。
	頼田委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。
	一同	なし。
	議長	無いようですので、議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』議決承認されました。
議案第3号 非農地証明書	議長	議案第3号『非農地証明の交付について』を上程いたします。提案者からの説明を求めます。





		りの農地が色々書いてありますが、周りは の農地です。
	議長	質疑を受けます。
	秦野委員	この 72 m <sup>2</sup> というものが賃貸だと聞いています。実際そうでしょうか。
	局長補佐	県の方が所有者さんから賃貸で借りておられる格好になっています。半永久的に借りるような形で、取扱い要領に基づいて補償額になりますけれどもお支払いされているということです。参考までに補償額は、こちらの治山事業に伴う損失補償地取扱い要領というのを県が定めています。そちらによりますと合計で 円です。その代わりに、この治山えん堤の工事費については約 万円かかっているということで、周りの の農地を守るという意味であったということです。
	秦野委員	県の砂防課の方に確認願いたいのですか、うちの集落は全部買上げということでした。実際に賃貸できるのか、事務局から県のほうに確認していただきたいなと思います。
	議長	県の賃貸は時価価格の大体 7% から 8% というのが通例の流れです。国についても賃貸がございます。所有者が売りたいという要望があります。 の方にも色々あります。例えば、 が に賃貸で貸しておられます。
	局長補佐	治山事業に伴う総損失補償事務取扱い要領の中にこういうものがあるそうです。補償額の算出は 100 年間使用する地代相当額とすることで、実際は補償という形でなされているようです。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	議案第 3 号『非農地証明の交付について』は議決承認されました。
議案第 4 号 農用地利用集積計画案の決定について	議長	議案 4 号 『農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。提案者より説明をお願いします。事前にお配りしていますので、要点のみの読み上げとします。よろしくお願いします。
	局長	農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により議決を求めます。
	局長補佐	<p>【農用地利用集積計画の要請の要点を整理番号ごとに朗読 (議案書 8～16 頁)】</p> <p>整理番号 1 番～17 番  設定を受ける者： 12 名  設定をする者： 16 名  設定をする土地： 23 筆 計 28,593 m<sup>2</sup></p> <p>農地中間管理権を取得する場合  整理番号 398 番  設定を受ける者： 1 名  設定をする者： 1 名  設定をする土地： 2 筆 計 6,108 m<sup>2</sup></p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を全て満たしています。農地中間管理権を取得する場合につきましては配分計画の方で説明させていただきます。ご審議をよろしくお願い致します。</p>

	議長	このことについて質疑を受けます。
	庄倉委員	16ページの についてお尋ねします。色々な情報によりますと、 が作っておられる所は草刈りもしないし、ちょっと荒れ放題だ ということを聞いています。今現在の耕作面積が分かれば教えてください。
	局長補佐	次の議案で詳しくお答えをさせていただきます。
	議長	市川職務代理、何か聞いておられませんか。
	市川 職務代理	それは前の話で今は違うと思います。2、3年前に体調を崩されて確 かにいい加減なところがありました。この度、息子さんに経営移譲され るということで、息子さんが親元就農されて現在は二人でされています。 秋に草刈りも耕耘もされていました。この度の機構の案件も、 耕作されていますので一緒にできるということです。 貴本人と話 した時も一生懸命するので農地を紹介して欲しいということでした。昔 とは違いますが、もし何かあれば、私の方に連絡をくだされば進言しま すのでよろしくお願ひします。
	庄倉委員	そのような状況であることをお聞きし安心しました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	議案4号『農用地利用集積計画案の決定について』議決承認されまし た。
議案第5号 農用地利用配 分計画の意見 照会につい		(本田課長補佐入室)
	議長	議案第5号『農用地利用配分計画の意見照会について』を上程いたし ます。提案者より説明をお願いします。
	本田課長 補佐	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき 農用地利用配分計画(案)を作成しましたのでご審議をお願いします。 【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読(議案書18～ 19頁)】。 合計が3筆となっておりますが、2筆に訂正をお願いします。配分計画 については以上でございます。よろしくお願ひします。
	議長	議案第5号につきまして、質疑を受けたいと思います。 先ほど庄倉委員より 〃の耕作面積の質問がありました。分かり ますか。
	本田 課長補佐	先ほど、農地台帳を確認してまいりました。自作地が3,884㎡、借り 受地が38,974㎡、今回の借り受地を含めて約4haの耕作面積となる見 込みです。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	議長	議案第5号『農用地利用配分計画の意見照会について』が議決承認さ れました。
		(休憩3:42～3:55) 本田課長補佐、中尾主幹入室
5. 協議事項 (1) 南部町農 業経営基盤の 強化の促進に 関する基本的 な構想の変更	議長	再開します。 協議事項『(1) 南部町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構 想の変更について』上程致します。提案者、説明を求めます。
	本田 課長補佐	農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想の案ということで、農業 委員会総会の資料とは別便でお送りしています資料をご覧ください。

<p>について</p>	<p>まずこの基本構想というものがどのようなものになるかについて簡単に説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 10 条の規定によりまして、鳥取県が農業経営基盤強化促進基本方針というものを定めており、これに基づいて同法の第 6 条の規定により市町村が定める経営基盤強化の促進を図るための基本的な構想というものを作る必要があります。今回、法律の改正等々をにらみまして、県のほうで基本方針が改定されましたので、この度南部町の基本方針につきましても改正をさせていただくものです。報告の中では概ね次の事項を定めております。</p> <p>農業経営基盤の強化の促進に関する目標、営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標、認定農業者さんでありますとか認定新規就農者さんの労働時間でありますとか、5年後の目標所得額、そのようなものを指標として定めているところです。</p> <p>それから営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする、先ほど申しました青年等が目標とすべき指標ということで認定新規就農の方の指標を定めています。農用地の利用集積に関する目標、それから農用地等利害関係の改善に関する事項ということです。</p> <p>利用権設定につきましては、この経営基盤強化促進法に基づいて、この基本構想に従って利用権設定をしていくという建付けになっています。今回の主な改正につきまして説明をさせていただきたいと思えます。縷々書いてありますが、大きく変わったところ、今回のポイントとなる部分ですが 11 ページをご覧ください。先ほど説明しました認定農業者さんの経営モデルの前提ということで、認定農業者さんが目標とする年間総労働時間については概ね 1800 時間。年間農業所得については、主たる従業員 1 人当たりの認定農業者さんが目指していただく農業所得で収入ではなく経費を引いた最終的な所得については、概ね 300 万以上を目標とするという形で考えていまして、これは従前の変更前のものと変更はありません。これまでも 300 万円以上、概ね 1800 時間ということで作っていましたので変更はありません。</p> <p>それから、農業経営モデル類型というもので、12 ページをご覧ください。これは南部町での経営モデルで、あくまでも南部町で農業を営んでおられる方のモデルの類型です。当然、これから新規就農で入られる方、あるいは認定農業者で入られる方、あるいは若い方で入られる方は、これをモデルとしながらも、その方が作付を希望される作物の組合せをしながら、経営試算を県の協力をいただきながらしていくことにしていますが、南部町の代表的なものとして、こちらに記載をさせていただいています。経営類型といたしまして、白ネギの部分のところに新たに白ネギにプラススイートコーンを作付するモデルを作っています。白ネギの間にスイートコーンを作って経営をしていくというモデルを新たに作りました。それから、10 番にイチゴということで、現在、市山の方で新たに“とっておき”というイチゴを今年度から栽培をされている方がおられます。露地果物というものも奨めていきたいということで、イチゴというものを加えています。</p> <p>続きまして 12 ページから 13 ページに、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成確保に関する目標と農業類型について記載をしています。新規就農者ということで、特に 30 代 40 代の若い方で、新たに農業</p>
-------------	---

経営をされたいという方、認定新規就農と申ししていますが、そのような方々の目標を定めているところです。その中でポイントとなるのは 13 ページ下段の農業経営モデルの策定の前提ということで、認定新規就農者として 5 年後に達成すべき目標所得は認定農業者さんの 8 割程度。所得としては概ね 240 万円以上を達成していただくことを目標にしたいと考えています。労働時間については、認定農業者さんと同じ 1800 時間ということで、いずれも変更前のものと変わりはありません。従前のものを基準にして認定をしています。

それから 14 ページをご覧くださいますと、経営モデル類型を記載していますが、先ほどの認定農業者と同じ類型をモデルとして掲載しています。こちらが認定新規就農者さんのことに関する記載事項です。ポイントといたしましては、先ほどの認定農業者さんの目標とすべき所得 300 万円、労働時間 1800 時間というものと、認定新規就農者さんの 8 割 240 万、所得 240 万と 1800 時間というものを定めています。

15 ページから農業経営基盤強化促進事業に関する事項ということで記載をしています。最もポイントとなる点については 15 ページの 1、利用権設定の促進等に関する事項です。基盤法ができるまでは農地法 3 条でしか農地の貸し借りは出来ませんでした。基盤法が設立されて、基本方針を定めることにより利用権設定をすることができるようになりました。内容については、法律の改正でありますとか、先ほど申しました県の方針の改定を受けまして、赤字で記載しています部分について改正をしています。この中で前回と大きく改定をされた内容については、農地中間管理事業ができる前に農地利用円滑化団体という農協さんや町による貸借のコーディネートをする円滑化団体という制度がありましたが、農地管理事業に昨年度一本化されましたので、円滑化団体事業については削除をさせていただきました。こちらのほうは細かく説明しますと非常に長くなりますので読み取りいただければと思います。

19 ページをご覧くださいますと、“ここに 20 年”というところがあります。これは、相続財産等々の複数の共有に係る土地の利用権設定につきまして、本来ですと権利の行使については、共有財産は共有者の全員の同意が必要ですが、基盤法に於いては 2 分の 1 を超える持分の方の同意があれば 20 年までは利用権設定をしても良いという特例措置がとられております。従前は 5 年間でしたが、基盤法の改正によりまして 20 年を超えない範囲であれば利用権設定をするということができるようになっております。改正になった部分です。基本的には前回と大きな変更点はございません。

それから、利用権設定に関して 26 ページをご覧ください。農用地として利用するための利用権の設定、または権利を受ける場合の基本的な考え方について記載をさせていただきます。存続期間のところですが、従前の計画では原則 6 年とさせていただいていましたが、農地中間管理事業等々で 10 年を超える契約というものがこの間出ていまして対応できていませんでした。ですので、今後の方針として、存続期間、つまり契約の期間は原則 10 年間ということにさせていただきたいと思っております。ただし、農業者年金制度の関連の場合は 10 年以上。ただ、10 年以下とすることが相当ではない場合は 10 年以上とすることができるということで、10 年超の利用権設定については場合によっては認めるということ

	<p>で書き直しをしているところです。</p> <p>それから3番目の合意解約については、前回では基本的に合意解約は認めないとの明記がありました。合意解約は法的に認められている権利ですので、双方の合意をもって中途解約を提起するという旨を新たに記載しています。その他の点について変更はありません。賃借料については27ページにお伝えをしています。</p> <p>28ページについては、農業の経営委託を受けることに移転される権利の部分については、こちらでも変更はありません。</p> <p>所有権の移転を受ける場合ですが、基本的に南部町の場合は基盤法ではなくて農地法3条での所有権移転か、転用に係る場合5条で移転をかけられるのがほとんどですので、基盤法に基づく所有権移転はほぼないと考えているところですが、その場合に対しての考え方について29ページに記載をしています。</p> <p>最後に参考資料として、31ページから先ほど例示したモデルについて、普及所さんの力添えをいただいて、それぞれの収支バランスのモデルを付けています。あくまでも基準の数字という言い方をして大変申し訳ありませんが、例えば、31ページの水稲と大豆という形で経営をしていく場合の一般的な規模、収入、経費、固定資産といったものを記載しています。あくまでもモデル類型ですので、就農を希望される方、認定農業者の認定を受けたいという相談をいただいた農業者さんの作付の品種でありますとか、面積、機械の保有状況など個別具体的に聞き取りをしながら、経営の計画というものを、県やJAさんの協力をいただきながら試算をしていきたいと考えています。あくまでも、一般的なモデルということでご覧いただけたらと思います。なお、機械の償却等々については、通常の農業用機械では7年という一般的な数字で計算をしていますし、各種補助金等々の支援については、ここには盛り込んでいませんので、固定資産の取得原価については圧縮記帳ではなくて、実際に補助金なしで買った数字です。取得価格を計上しています。補助金等々が入った場合には、また圧縮記帳で計上する必要がありますので減価償却費が変わってくることもありますし、年数がたっていて減価償却が終わっていけば経費の部分が少なくなりますので所得が上がるのが想定されます。そのような中長期的な経営プランについても相談に来られた新規農業者さん認定農業者さんと相談をしながら、個別具体的な経営計画を作っていきたいと考えています。</p> <p>以上のような形で、この度、県内の全市町村が、基本構想を改定するという事で作らせていただきましたので、ご審議をよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>縷々説明がございましたか、お聞ききになりたいことはございませんか。</p>
糸田委員	<p>2点お願いがあります。法律に基づいて5年10年先の色々な構想が示されるわけですが、南部町にも総合計画が昨年改定されたと思います。そのような色々な計画の中に目標数値が上がってきていますが、是非とも目標の数値の整合性が取れる数値はあるようお願いしたいと思います。</p> <p>それから、6ページに育成目標ということで、令和10年度の目標経営体の数字が上がっております。現状としては、本当に育成ができるの</p>

		かなと個人的には危惧しています。是非とも、関係者一丸となってですね、この目標に合致してほしいと思います。認定農業者が土地利用型で概ね 300 万を確保するのは非常に厳しいと思います。方向性が出るよう、お願いしたいと思います。
	議長	私からお聞きしたいと思います。色々と構想されていますが、何が一番儲かりますか。
	本田 課長補佐	一般論的な話になりますが、皆さんご承知のことと思いますが、やはり水稲だけでは現状厳しい、コロナの影響もあって米価が変動所以说われていますので、水稲だけでは儲からない状況であると思います。実際のところ、白ネギ、ブロッコリーが県の推奨作物でもありますので高収益を上げています。あと、果樹のほうでも新たな品種、柿で言うと富有から輝太郎へ、梨では二十世紀から王秋など、面積や品種の割合にもよりますが高い収益を上げるのでできる品目に変えていくことで比較的高い収入を上げることができます。今、廃園が出始めています。廃園になると樹を伐ってしまわなくてはいけません。町としましても新たな取組として、そういったところが継続できるように、地権者さんのほうを回って、新たに取組をされる方をこれから広く募集をしていくようなことを考えているところです。明確な答弁になっておりませんので申し訳ございませんが、そのような取り組みをしています。
	議長	的を得ていません。あれをやれ、これをやれと言われても何をしたら良いのか。このような話は総会などの場ではなく、地域によっても、天津の平場と上長田、東長田では違います。地域にあったやり方をされないといけません。ここにも作野委員や、法人の方がおられますが、長い経験の中で失敗したり犠牲を払ったりして努力してきておられます。儲かる物を作るというのは難しいことだと思います。経験者のご指導も仰ぎながら、農業委員さんや若い認定農業者、新規農業者の方々と交える場を設けることも大切だと思います。
6. 報告事項 (1) 農地法第 18 条第 6 項の 規定による通 知について	議長	報告 (1) 『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について』を上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、農地法施行規則第 68 条の規定により提出された下記の通知について、下記のとおり報告します。
	局長補佐	【農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書についての内容を朗読（議案書 19 頁）】 1 番が議案第 4 号利用権設定の 7 番にかかわるものです。2 番は同じく利用権設定 8 番にかかわるものです。
	議長	質疑を受けたいと思います。
		(質問・意見無し。)
	議長	無いようですので、(1) 番の報告を終わります。
	(2) 使用貸借 の合意解約に ついて	議長
局長		使用貸借の合意解約について、下記のとおり報告します。
局長補佐		【使用貸借の合意解約についての内容を朗読（議案書 20 頁）】 先ほどの利用権設定の 2 番にかかわるものです。
議長		質疑を受けたいと思います。

		(質問・意見無し。)
	議長	無いようですので、(2) 番の報告を終わります。
(3) 公共事業の施行に伴う 附帯施設設置に係る一時転用について	議長	『(3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について』説明を願います。
	局長	公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について、下記のとおり報告します。
	局長補佐	<p>【公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用についての内容を朗読（議案書 21～23 頁）】</p> <p>昨年の 6 月総会で報告した案件ですが、この度、工期延長の報告がありましたので報告いたします。</p> <p>工期延長の理由ですが、盛土材で使用する土について、他の公共事業から出た流用土を用いる予定でしたが、その流用土の搬入時期が遅れたことに伴い 1 ヶ月ほど本工事の遅れが生じたためです。</p> <p>賃借料は、10 アールあたり 〇〇 円でしたが、1 ヶ月延長されますので 10 アールあたり 〇〇 円追加でお話しされるそうです。</p> <p>参考まで現地調査資料 32 ページをご覧ください。工程表が載っています。今回のため池改修工事は、上流側と奥の下地が対象でしたが、ため池の下流側について令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで改修を行うということです。33 ページに工事平面図、34 ページ断面図を付けています。どちらも青色の線が令和 2 年度になります。赤色が令和 3 年度に行う下流側の工事ということです。一時転用をしている場所については、令和 3 年度の工事でもそのまま使用するというので、その期間であります令和 3 年 2 月 20 日から令和 3 年 8 月 31 日までは鳥取県がそのまま貸借されて、別のほうの流用土を搬入するというので、この期間は業者が直接所有者さんから受けるということで、10 アールあたり 〇〇 円を支払いされるということです。令和 3 年度の工事は受注者が決定した後速やかに報告するというです。</p>
	議長	質疑を受けたいと思います。
		(質問・意見無し。)
	議長	無いようですので、(3) 番の報告を終わります。
(4) 令和 2 年南部町農地賃借料等情報について	議長	『(4) 令和 2 年南部町農地賃借料等情報について』説明を願います。
	局長補佐	議案書 24 ページをご覧ください。令和 2 年の農業委員会総会に出ました南部町の農地の賃貸借をまとめて一覧にしています。こちらはホームページで町民の皆さんにもお知らせをする予定としています。細かくは説明いたしません、西伯地区、会見地区、南部町全体という表記となっております。上段が令和 2 年、下段の括弧書きが令和元年の数字です。右側の備考欄を見ていただきますと、賃貸借、物納、無償と書いてあります。田、畑ともに使用貸借が過半数以上を占めているという状況です。以上南部町の賃借料情報です。
	議長	質疑を受けたいと思います。
		(質問・意見無し。)
議長	無いようですので、(4) 番の報告を終わります。	
(5) 令和 2 年度遊休農地調査報告について	議長	『(5) 令和 2 年度遊休農地調査報告について（中間報告）』について説明を願います。
	局長補佐	議案書の 25 ページをご覧ください。今回は中間報告です。最終報告

て(中間報告)		<p>については3月の総会で報告をさせていただきたいと思います。</p> <p>今現在、皆さんに意向調査に回っていただいていると思いますが、その結果が3月の最終報告に反映するということとなります。</p> <p>25ページの内容ですけれども、A判定が104筆、80,298㎡、B判定が278筆で171,374㎡となっています。解消された農地が17筆で12,723㎡です。それから昨年度からB判定農地の登記変更を行っていますが、そちらが97筆で66,014㎡となります。これらの数字は12月10日現在のものですので、そのあと追加、変更等あれば数字が変わってくることでご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>最終報告は、皆さんにお渡ししているファイルにご記入いただきまして、1月29日までに提出をお願いします。その後、整理をして最終報告をさせていただきます。</p>
	議長	質疑を受けたいと思います。
		(質問・意見無し。)
	議長	無いようですので、(5)番の報告を終わります。
6. その他 (1) 農業委員会研修会(特別研修会DVD鑑賞)	議長	先般開催された特別研修会のDVD鑑賞会を、農業委員会研修会として令和3年2月の総会終了後開催します。
7. 令和元年度第10回農業委員会総会の日程について	議長	令和2年度第13回南部町農業委員会総会は、令和3年2月10日(水)に開催します。
その他	局長補佐	<p>3点連絡があります。</p> <p>議長からもありましたが、2月の総会後にDVD鑑賞を行います。昨年11月に倉吉未来中心で県全体での特別研修会がありました。南部町からは5名参加しておられますので、今回は希望者の方に参加いただけたらと思っています。</p> <p>2点目ですが、延期にしていた東長田地区のB判定の特別委員会を1月19日火曜日に行いたいと思います。特別委員の皆様は午前9時にご集合いただきますようよろしくお願いいたします。資料は前回お配りしているものをご持参ください。</p> <p>3点目です。お手元に2021年版の農業委員会手帳をお配りしています。遅くなり申し訳ございません。一緒に手紙が付いていますが、これは、昨年暮れに五輪祝日移動法が成立した関係で祝日の変更がありました。手帳のカレンダーは変更前のままということで全国農業会議所からのお詫びの文章です。確認いただきまして各自訂正をお願いします。また、現在の手帳にはさんであります写真付きの身分証明書は引き続き使用しますので、新しい手帳に差し替えをお願いします。</p>
8. 閉会	議長	これにて令和2年度第12回南部町農業委員会総会を閉会します。